

～日本脳炎の予防接種を受けましょう！～

通常対象者用

＜通常対象者＞

(平成 19 年 4 月 2 日以降の生まれの方)

対象期間：第 1 期 → 生後 6 カ月から 90 カ月に至るまでの間
(7 歳 6 カ月となる日の前日まで)

第 2 期 → 9 歳以上 13 歳未満の間

(13 歳の誕生日の前日まで)

接種回数：第 1 期 3 回／第 2 期 1 回 合計 4 回

＜特例対象者＞(平成 14 年 4 月 2 日～

平成 19 年 4 月 1 日生まれの方)

対象期間：20 歳未満までの間（20 歳の誕生日の前日まで）

接種回数：過去に受けた日本脳炎予防接種が

合計 4 回に満たない場合の不足回数分

※特例対象者への接種は、平成 17～21 年度までの通知差し控えにより接種機会を逃した方への救済として、平成 23 年 5 月 20 日より開始。

※但し、H21 年 4 月 2 日～H21 年 10 月 1 日生まれの方で 13 歳未満の方は 1 期(計 3 回)の不足分が受けられます。

＜接種回数と間隔＞ ※生年月日・これまでの接種歴により、接種方法が異なります！注意しましょう！

第 1 期：3 回（初回接種：2 回、追加接種：1 回）、 第 2 期：1 回

通常対象者 平成 19 年 4 月 2 日以降の生まれの方

第 1 期 初回

（標準的な接種期間：3 歳の間）

初回
1 回目



初回
2 回目

6 日以上の間隔をおく

（標準的な間隔は 6 日以上 28 日まで）

（標準的な接種期間） 4 歳の間 9 歳の間

第 1 期
追加



2 期

6 ヶ月以上の
間隔をおく
(標準的な間隔は
おおむね 1 年)

H21.4.2～
H21.10.1 生まれ
の方は 1 期(計 3
回)の不足分が
受けられます

特例対象者

平成 14 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方

★平成 23 年 5 月 20 日より以前に 1 回も受けていない場合

初回
1 回目

初回
2 回目

第 1 期
追加

2 期

6 日以上の間隔をおく

（標準的な間隔は 6 日
以上 28 日まで）

6 ヶ月以上の間隔をおく

（標準的な間隔は
おおむね 1 年）

6 日以上の間隔をおく

（標準的な間隔は 6 日
以上 28 日まで）

★平成 23 年 5 月 20 日より以前に 1 回でも受けている場合

6 日以上の間隔をおいて、残りの回数を接種。



※標準的な接種期間・間隔とは、病気にかかりやすい年齢や、免疫のつけやすい間隔を考慮して定められたものです。

標準的な接種期間・間隔を過ぎても、対象者であれば無料で接種が受けられます。

日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスに感染したブタの血液を吸った蚊（コガタアカイエカ）が、人を刺すことによって感染するウイルス性の急性脳炎です。（人から人へ感染する病気ではありません。）

ブタの日本脳炎ウイルス感染状況は、西日本を中心に陽性率が高く、ブタも蚊も多い沖縄は特に日本脳炎ウイルスに感染するリスクが高い地域と言えます。平成 27 年に千葉で 10 か月児の日本脳炎確定例、令和 2 年は高齢者を中心に 5 人の報告があります。日本だけではなく、東アジア・東南アジア・南アジア、オーストラリアも日本脳炎の発生地域とされています。

●日本脳炎の症状

日本脳炎ウイルスを持つ蚊に刺されて感染しても、日本脳炎を発病するのは 100～1000 人に 1 人程度で、大多数は症状がなく経過する不顕性感染がほとんどです。典型的な症例では、6～16 日の潜伏期間後、高熱（38℃以上）・頭痛・嘔吐・めまいなどで発病します。小児では腹痛、下痢を伴うことも多く、意識障害・けいれん・筋硬直・不随意運動などの症状もみられます。

死亡率は 20～40% で幼少児や高齢者では死亡の危険は大きく、パーキンソン病様症状や痙攣、麻痺、精神発達遅滞、精神障害などの精神神経学的後遺症は、生存者の 45～70% に残り、小児では特に重度の障害を残すことが多いとされています。

●日本脳炎の感染を防ぐための対策

①予防接種を受け、免疫をつける。（ワクチン接種により日本脳炎のり患リスクを 75%～95% 減らすことができるといわれています。）

②野外に出る際は、なるべく蚊に刺されないようにする。（長袖・長ズボンを着用し、蚊よけ剤を使用するなど）

●日本脳炎予防接種の副反応は？

発熱、接種部位の発赤・はれ・かゆみ・痛みなどの局所反応、発疹、せき、鼻水などがみられます。これらは、通常数日以内に自然に治ります。ごくまれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などの重篤な副反応が起こる可能性もあります。

定期の予防接種後に起きた健康被害が、予防接種によるものと国で認定された場合には、予防接種法に基づく補償（医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料など）を受けることができます。

沖縄市役所 こども相談・健康課 予防係 TEL 098-939-1212(内線 2232・2233)

※この説明書の情報は令和 4 年 4 月現在のものです。